

杉並健康づくりリーダーの会 会則

(名称)

第1条 本会は、「杉並健康づくりリーダーの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、区民の自発的・主体的な健康づくり活動を増やし、より生きやすい地域社会の形成につなげるために、健康に関する地域の課題を把握し、区と協働して地域の健康づくり活動を積極的に行うことで、杉並区健康づくり推進条例の実現を推進する。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 生活習慣病予防事業を中心とした健康づくりの推進
- (2) 地域の健康づくり関連情報の収集と提供等
- (3) 健康づくりに関する知識や技術の習得と活用
- (4) 健康づくりに関する普及啓発の拠点としての役割

(会員)

第4条 本会は、杉並区健康づくりリーダー要綱（平成21年6月22日杉並第17111号）に基づき健康づくりリーダーとして登録された者で構成する。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

代表	1名
副代表	3名
書記	若干名

任期は、2年とし再任を妨げない。

(運営の支援)

第6条 本会の運営の支援は、杉並保健所保健サービス課で行う。

附則 本会則は、平成21年6月24日から施行する。

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

